

平成 29 年度山梨県計画に関する
事後評価

令和 2 年 0 1 月

山 梨 県

3. 事業の実施状況

事業の区分	1. 医療機能の分化・連携に関する事業	
事業名	【No.1 (医療分)】 地域医療構想推進事業	【総事業費】 0 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	平成 29 年 10 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>患者の状態に応じた適切な医療を将来にわたって持続的に受けられるようにするため、医療機関の自主的な取組を推進し、不足する回復期機能を着実に充実・強化させていく必要がある。</p> <p>アウトカム指標：29 年度基金を活用して整備を行う不足する回復期機能の病床数 182 床</p>	
事業の内容（当初計画）	地域医療構想の実現に向けて医療機能の分化・連携を推進するため、急性期機能から回復期機能への転換等を行う医療機関に対し、転換に伴う施設整備費用を助成する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	回復期機能への転換に伴う施設整備：5 箇所	
アウトプット指標（達成値）	回復期機能への転換に伴う施設整備：0 施設（H29 年度基金を活用した施設数） 参考）H28 年度基金を活用した施設数（繰越含む） H28：1 施設、H29：5 施設、H30：2 施設	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： ・29 年度基金を活用して整備を行う不足する回復期機能の病床数 0 床 ・30 年度中に回復期機能へ転換した病床数 146 床 （1）事業の有効性 本事業については平準化して積み立てを行っているため 29 年度基金は執行なしの状況だが、28～30 年度の間には 28 年度基金を活用し 8 施設が施設の整備を行っており、回復期への転換は着実に進んでいる。 引き続き事業の周知等を行い、基金の執行に努めていく。 （2）事業の効率性 各医療機関に対して定期的に意向調査を実施し、回復期リハ病棟や地域包括ケア病棟の施設基準取得など一定の助成要件を付すことによって、回復期への転換等を促し、効率的に事業を実施している。	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.23 (医療分)】 救急搬送受入支援事業	【総事業費】 20,082 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	最終受入医療機関	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	本県では救急専門医の人数が少ないため、救急搬送において搬送先の医療機関を速やかに決定するなど円滑な受入体制を構築することにより、救急専門医の負担を軽減し人材を確保する必要がある。	
	アウトカム指標：救急専門医 23 名 (H29) → 現状維持 (H30)	
事業の内容 (当初計画)	患者の疾病別の搬送のルール化や最終受入医療機関の継続的な確保など救急患者の受入体制を整備することにより、受入医療機関の医師のスキルアップを図るとともに、救急専門医の負担を軽減し人材の確保を行う。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	救急搬送受入困難事例の対象となる救急搬送 1 件あたりの平均受入 要請回数 1.4 回 (H28) → 1.4 回以下 (H30)	
アウトプット指標 (達成値)	救急搬送受入困難事例の対象となる救急搬送 1 件あたりの平均受入 要請回数 1.4 回 (H28) → 1.4 回 (H30)	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 救急専門医 23 名 (H29) → 20 名 (H30)	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>年々救急患者の搬送数が増加している中、救急患者の搬送先医療機関が速やかに決定しない場合において、最終受入医療機関の継続的な確保により、救急専門医の負担軽減は確実に図られている。救急専門医については減員となったが、今後確保に努めていく。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>患者の状況等に応じた搬送医療機関への搬送をルール化し、それに従い救急搬送を実施したことにより、効率的に事業を実施することができた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.24 (医療分)】 医療と生活をつなぐ看護人材育成事業	【総事業費】 3,639 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県 (山梨県看護協会委託)	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	病院完結型医療から地域完結型医療への移行推進によって在宅療養者の増加が見込まれる中、訪問看護の体制を整備するには、新人訪問看護師の養成及び県内への訪問看護師の定着促進等、人材の育成を図る必要がある。	
	アウトカム指標： 訪問看護師数 349 人(H29.4.1) → 360 人 (H31.4.1)	
事業の内容 (当初計画)	本県では、常勤換算 3～5 人の小規模訪問看護ステーションが約 6 割を占めており、新人の養成ができない、県内への定着が難しく離職率が高いなど訪問看護が安定的に提供できる体制が整っていないことから、新人訪問看護師養成研修等を実施し、訪問看護師の確保・定着を図る。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護師動機付け研修 (計 2 日間・20 人) ・新人訪問看護師教育研修 (計 4 回・14 人) ・新人訪問看護師採用育成支援事業 (計 29 人) ・訪問看護師養成講習会 (計 14 日間・40 人) 	
アウトプット指標 (達成値)	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護師動機付け研修 (計 2 日間・41 人) ・新人訪問看護師教育研修 (計 4 回・12 人) ・新人訪問看護師採用育成支援事業 (計 8 人) ・訪問看護師養成講習会 (計 14 日間・29 人) 	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 訪問看護師数 349 人(H29.4.1) →378 人 (H31.4.1)	
	<p>(1) 事業の有効性 新たに訪問看護師を志す看護師が知識を得る機会となると共に、小規模訪問看護ステーションが多い中、採用後に研修を受ける機会を得ることができるようになり、訪問看護師確保の目標が達成できた。</p> <p>(2) 事業の効率性 支援センターが、新人訪問看護師養成研修を運営・管理しているため、各研修の目的の違いが明確化し、受講しやすい体制となっている。</p>	
その他		

3. 事業の実施状況

平成29年度山梨県計画に規定した事業について、平成29年度終了時における事業の実施状況について記載。

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業															
事業名	【NO.1】 山梨県介護施設等整備事業	【総事業費】 1,535,862 千円														
事業の対象となる区域	県全域（中北区域、峡東区域、峡南区域、富士・東部区域）															
事業の実施主体	社会福祉法人等															
事業の期間	平成29年4月1日～平成33年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了															
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築を図る。 アウトカム指標：平成29年度末における施設・居宅系サービスの入所定員総数 9,767人															
事業の内容(当初計画)	<p>①地域密着型サービス施設等の整備に対する助成を行う。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td style="text-align: center;">整備予定施設等</td></tr> <tr><td>地域密着型特別養護老人ホーム:232床(8カ所)</td></tr> <tr><td>認知症高齢者グループホーム:9床(1カ所)</td></tr> <tr><td>小規模多機能型居宅介護事業所:4カ所</td></tr> <tr><td>看護小規模多機能型居宅介護事業所:1カ所</td></tr> <tr><td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護:5カ所</td></tr> </table> <p>②介護施設等の開設・設置に必要な準備経費に対して支援を行う。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td style="text-align: center;">整備予定施設等</td></tr> <tr><td>地域密着型特別養護老人ホーム:232床(8カ所)</td></tr> <tr><td>認知症高齢者グループホーム:27床(2カ所)</td></tr> <tr><td>小規模多機能型居宅介護事業所:4カ所</td></tr> <tr><td>看護小規模多機能型居宅介護事業所:1カ所</td></tr> <tr><td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護:5カ所</td></tr> </table> <p>・介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備 ③特別養護老人ホーム（多床室）のプライバシー保護改修事業に対して支援を行う。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>特別養護老人ホーム</td><td style="text-align: right;">: 112床(2カ所)</td></tr> </table>		整備予定施設等	地域密着型特別養護老人ホーム:232床(8カ所)	認知症高齢者グループホーム:9床(1カ所)	小規模多機能型居宅介護事業所:4カ所	看護小規模多機能型居宅介護事業所:1カ所	定期巡回・随時対応型訪問介護看護:5カ所	整備予定施設等	地域密着型特別養護老人ホーム:232床(8カ所)	認知症高齢者グループホーム:27床(2カ所)	小規模多機能型居宅介護事業所:4カ所	看護小規模多機能型居宅介護事業所:1カ所	定期巡回・随時対応型訪問介護看護:5カ所	特別養護老人ホーム	: 112床(2カ所)
整備予定施設等																
地域密着型特別養護老人ホーム:232床(8カ所)																
認知症高齢者グループホーム:9床(1カ所)																
小規模多機能型居宅介護事業所:4カ所																
看護小規模多機能型居宅介護事業所:1カ所																
定期巡回・随時対応型訪問介護看護:5カ所																
整備予定施設等																
地域密着型特別養護老人ホーム:232床(8カ所)																
認知症高齢者グループホーム:27床(2カ所)																
小規模多機能型居宅介護事業所:4カ所																
看護小規模多機能型居宅介護事業所:1カ所																
定期巡回・随時対応型訪問介護看護:5カ所																
特別養護老人ホーム	: 112床(2カ所)															

<p>アウトプット指標（当初の目標値）</p>	<p>地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス施設等の整備等を支援することにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進する。</p> <p>（健康長寿やまなしプラン：平成 27 年度～平成 29 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域密着型特別養護老人ホーム : 1,137 床 → 1,623 床 ○認知症高齢者グループホーム : 959 床 → 1,076 床 ○小規模多機能型居宅介護事業所 : 24 カ所 → 30 カ所 ○看護小規模多機能型居宅介護事業所 : 3 カ所 → 5 カ所 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 : 5 カ所 → 13 カ所
<p>アウトプット指標（達成値）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域密着型特別養護老人ホーム : 1,391 床 → 1,516 床 ○認知症高齢者グループホーム : 1,040 床 → 1,067 床 ○小規模多機能型居宅介護事業所 : 26 カ所 → 28 カ所 ○看護小規模多機能型居宅介護事業所 : 3 カ所 → 3 カ所 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 : 5 カ所 → 8 カ所
<p>事業の有効性・効率性</p>	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 平成 29 年度末施設・居宅系サービスの入所定員総 9,567 人</p> <p>（1）事業の有効性 地域密着型特別養護老人ホーム:125 床(5 カ所)、認知症高齢者グループホーム:27 床(2 カ所)、小規模多機能型居宅介護事業所:2 カ所、特別養護老人ホーム（多床室）のプライバシー保護改修事業に対する支援(2 カ所)、介護医療院への転換整備(開設準備のみ 1 カ所)を行い、地域密着型サービスの提供体制を推進した。</p> <p>（2）事業の効率性 県公共事業に準じた手続きにより適正に施設整備が行われた。</p>
<p>その他</p>	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.2 (介護分)】 主任介護支援専門員養成研修事業	【総事業費】 4,100 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（委託先：一般社団法人山梨県介護支援専門員協会）	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>他の介護支援専門員への指導助言を行う主任介護支援専門員を養成するため、ケアマネジメントプロセス等介護支援専門員業務について経験を持つ専門性の高い指導者を確保する必要がある。</p> <p>アウトカム指標：介護支援専門員業務に精通し、専門性の高い主任介護支援専門員の確保を図る。</p>	
事業の内容（当初計画）	介護支援専門員に専門的な助言を行い、地域包括ケアシステム構築の役割を担う主任介護支援専門員の養成を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	主任介護支援専門員研修 各年度 受講者数 30 名 実施回数 1 コース（12 日間）	
アウトプット指標（達成値）	主任介護支援専門員研修 平成 29 年度 実施回数 1 コース、修了者数 28 名 平成 30 年度 実施回数 1 コース、修了者数 51 名	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 主任介護支援専門員研修修了者数 平成 28 年度末 426 名、平成 29 年度末 454 名 平成 30 年度末 505 名</p> <p>（1）事業の有効性 地域包括ケアシステムの構築に向けて、利用者の自立支援に資するケアマネジメントなど個別支援を通じた地域づくりを実践でき、他の介護支援専門員に対する助言や指導など人材育成等の役割を担う主任介護支援専門員を養成することができた。 平成 30 年 4 月介護報酬改正により「居宅介護支援事業所の管理者は主任介護支援専門員」となったため受講希望者が大幅に増加した。</p> <p>（2）事業の効率性 他の介護支援専門員への助言や指導の役割を果たせる主任介護支援専門員を養成できるよう、委託先において効率的</p>	

	な研修実施に努めた。
その他	